

三種町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年8月10日

三種町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

秋田県の北西部に位置する三種町は、西側が平地部、東側が中山間地という立地条件を生かして稲作を主体とする農業生産を展開しているが、一部では経営の発展を図るため、大規模な転作作物経営や施設導入も盛んとなっており、周年型の水稲複合経営を先取りした取り組みを展開することにより人口減少を克服できるものとする。今後は、高収益の作物、作型を担い手中心に導入し、地域として産地化を図って行かなければならない。耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃貸借等においてその役割分担を図りつつ地域複合としての農地利用を進めることが有効な手立てと考える。

また、中山間地である上岩川地区、下岩川地区などにおいては、高齢化及び農業人口減少に伴って、農業後継者に継承されない又は、担い手に集積されない農地、遊休化したものが増加傾向にあり、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりではなく、周辺農地の耕作にも支障を及ぼすおそれが出てきている。農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図りつつ、組織全体の協業化することで最適化を進める必要がある。米依存から脱却するのではなく、「三種町岩川産ブランド米」を確立することで、遊休農地の発生防止・解消に努めていく。

さらに、農地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体（三種町農業公社）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を進める必要がある。

今後、土地利用型農業が主である集落で、効率かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、「人・農地プラン」との整合性を図ることが最も重要な位置づけとなる。以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員が自ら農地利用の行政区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、三種町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成37年度を目標年度とし、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」とおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成30年7月)	5,888.6ha	28.6ha	0.48%
3年後の目標 (平成33年7月)	5,888.6ha	23.6ha	0.40%
目 標 (平成38年7月)	5,888.6ha	17.1ha	0.29%

注1：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「0.3%以下」を目標としている。

注2：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が地域（平地農業地域、中山間地域等）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により、現況に応じた「非農地判断」を行うが、疑義ある場合は農業委員全員で目視し活かすべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成30年7月)	5,860.0ha	4,775.9ha	81.5%
3年後の目標 (平成33年7月)	5,865.0ha	4,985.2ha	85.0%
目 標 (平成38年7月)	5,871.5ha	5,284.3ha	90.0%

注1:「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

注2:農業委員会の区域内の農地利用集積目標が地域(平地農業地域、中山間地域等)によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成30年7月)	1,770 戸 (353 戸)	526 経営体	16 経営体	0 経営体	13 団体
3年後の目標 (平成33年7月)	1,770 戸 (353 戸)	526 経営体	16 経営体	0 経営体	13 団体
目 標 (平成38年7月)	1,770 戸 (353 戸)	526 経営体	16 経営体	0 経営体	13 団体

注1:「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注2:「総農家数(うち、主業農家数)」は、2015年農林業センサスの数値を記入する。

注3:目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 三種町農業委員会は、近隣市町村をはじめ秋田県農地中間管理機構及び三種町農業公

社並びに農協等と連携し、(ア) 秋田県農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成30年7月）	1 人 （ 1.0 ha）	1 法人 （ 1.0 ha）
3年後の目標 （平成33年7月）	3 人 （ 3.0 ha）	1 法人 （ 1.0 ha）
目 標 （平成38年7月）	5 人 （ 5.0 ha）	3 法人 （ 3.0 ha）

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 市町村、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

三種町農業委員 担当区域

NO	農業委員	担当区域	集落	人農地プラン地区
1	関 昇誠	鵜川地区	安戸六・川尻・久米岡・富岡・昼寝	①鵜川地区
2	田中武晴		鵜川・鵜の巣・十八坂・餅の沢・飯塚	
3	佐々木亨		大曲・萱刈沢・富岡新田	
4	檜森茂樹	浜口地区	浜田	②浜口地区
5	加賀谷幸悦		大口・釜谷	
6	伊藤秋夫	芦崎地区	芦崎・大谷地・追泊・駒隠沢	⑩芦崎地区
7	珍田宇臣	金岡地区	逆川・五本松・黒瀬・中嶋・外岡・羽立	③金岡地区
8	渡部整悦		藤木台・志戸橋野・新田・割道・志戸橋	
9	三浦英樹		豊岡・金光寺・和田・根岸・相染・金光寺野	
10	佐藤久男	森岳地区	槻田・泉八日・二ツ森・寒城野	④森岳地区
11	三上敬吉		大町・林崎・木戸沢・山口・牛沢・飛塚・上台	
12	小澤達美	下岩川地区	谷地の沢・達子・向達子・増沢・蛭沢	⑤下岩川地区
13	小山内重正		不動田・長面・田屋・宮の目	
14	近藤範夫		小町・中野・外の沢	
15	田中 勉	鯉川地区	鯉川・内鯉川・天瀬川・市野・川代・種沢・小谷沢	⑥鯉川地区
16	児玉校也	鹿渡地区	鹿渡新屋敷・浜村・千刈田・中沢・新町	⑦鹿渡地区
17	豊田 實		泉沢・長信田・高屋敷・中羽根川・中村・牡丹	
18	野村良子		鹿中・鹿南・山谷・猿田	
19	見上 陵		中沢・館村・鹿北	
20	川上義英	上岩川地区	小出・小又口・落合・塚ノ岱・勝平・新屋敷・羽立・小新沢・二本杉・下砂子沢・上砂子沢・鹹淵・神馬沢・増浦・入通	⑧上岩川地区
21	及位公英	増反地第9地区	第4被選挙区・第5被選挙区	⑨増反地
22	田村公恵			